令和８年１１月１０日
総　　務　　部

令和８年　特別区人事委員会勧告の概要について

１　特徴

（１）職員の給与が民間従業員の給与を下回っている状況にあることから、その**公民較差１５，１２６円（３．７２％）**の解消のため、初任給を引き上げるとともに、係長級以上及び早期昇格者層に重点を置きつつ、全ての級及び号給について給料月額を引上げ

（２）職員の特別給（期末・勤勉手当）が民間従業員の特別給を０．１２月分下回っている状況にあることから、**特別給を０．１月分引上げ**（現行４．９月→５．０月）

（３）上記（１）（２）により、特別区職員の平均年間給与は、約３０万４千円の増

２　国及び東京都の勧告状況

【月例給】

区　分	特別区（R8.10.13）	東京都（R8.10.16）	国（人事院）（R8.8.7）
公民較差	15,126 円（3.72％）	14,209 円（3.30％）	15,056 円（3.51％）
現行平均給与	406,175 円	431,169 円	428,451 円
平均年齢	38.6 歳	40.9 歳	41.7 歳
改定内容	引上げ	引上げ	引上げ

【特別給（期末・勤勉手当）】

区　分	特別区（R8.10.13）	東京都（R8.10.16）	国（人事院）（R8.8.7）
支給月数	５．０月（0.1月） （現行4.9月）	５．０月（0.1月） （現行4.9月）	４．７０月（0.05月） （現行4.65月）

３　改定等の内容

項　目	主な内容	実施時期
給料表	①　初任給について、民間企業や国における初任給の動向等を踏まえて引上げ ②　係長職以上の役割の重要性が高まっていることや昇任意欲醸成の観点から、３級以上は令和７年を上回る改定 ③　有為な人材の確保・定着のため、早期昇格者層に重点を置きつつ、全ての級及び号給について給料月額の引上げ ④　再任用職員の基準給料月額は、国の改定を参考とし、民間の再雇用者の水準に見合ったものとなるよう改定	令和８年 ４月１日
特別給 （期末・勤勉手当）	①　現行４．９月→５．０月に引上げ（０．１月分引上げ） ②　引上げ分については、民間の状況等を考慮し、期末手当及び勤勉手当に均等に配分	改正条例の 公布の日

４　その他の主な意見等について

【人事・給与制度に関する意見】	【勤務環境の整備等に関する意見】
○時代に応じた採用制度の見直し ・現在の社会情勢を踏まえた人材確保策の検討 ・採用環境を踏まえた採用制度の実施 ・採用ＰＲ等の戦略的な展開 ・障害者の雇用促進 ○人材の育成 ・人事評価制度の適切な運用 ・職員の組織的かつ計画的な人材育成 ・管理職・係長職の育成 ・女性活躍の更なる推進 ・高年齢層職員の能力及び経験の活用	○誰もが活躍できる勤務環境づくり ・職員のやりがいや意欲を高める環境づくり（勤務環境の制度・整備等、仕事と生活の両立支援） ・魅力ある職場の基礎となる勤務環境づくり（長時間労働の是正、メンタルヘルス対策の推進、ハラスメントの根絶） ○区民からの信頼の確保